

2020年10月14日

## NHK インターネット活用業務実施基準（素案）に対する意見

一般社団法人日本新聞協会  
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された「NHK インターネット活用業務実施基準（素案）」（以下、素案）に対して下記の意見を述べる。

当委員会はこれまで、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいてはNHKのインターネット利用を容認してきた。NHKのインターネット活用業務が任意業務（放送法20条2項）である以上、放送の補完にとどまること、受信料制度との整合性をはかること、市場での競争が民間事業者を圧迫することのない公正なものとなることは当然である。しかしながら、NHKが公表した素案を見る限り、常時同時配信を解禁した改正放送法を足がかりに、ネット業務を拡大する方向にかじを切ったのではないかと強い懸念を抱かざるを得ない。

NHKは今回、業務の実施費用について自ら定めた「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」との数値目標を撤廃し、必要な金額のみを中期経営計画に記載する考えを明らかにした。費用上限に関しては、総務省が現行の実施基準を認可した際、「適正かつ明確に定められていること」という条件を付している。この条件は、衆参総務委員会がNHKに対し「放送の補完業務であるネット業務は抑制的に行うべき」などとする決議を付したことを受けて課されたものである。NHKが上限を撤廃するのみならず、上限を明示する記載そのものを実施基準から削除することは、立法府・行政府双方からの要請に反する行為であり、到底認められるものではない。

前田晃伸会長は記者会見で、ネット業務の本来業務（同20条1項）化に言及した。NHKのネット業務は任意業務であり、「放送の補完」と位置付けられているからこそ、抑制的な運用が求められている。会長発言は「放送を支えるための特殊な負担金」として視聴者・国民が負担している受信料を、ネット業務に際限なく投入するなど、本旨を外れた受信料支出に道を開きかねない。素案がこのまま認可されれば、ネット業務の野放図な拡大を招きかねないと危惧する。こうした懸念を払しょくするためにも、費用上限はNHKの経営方針にとどまる経営計画ではなく、具体的な業務の内容や費用を明示する実施基準に明記し、引き続き抑制的な運用に努めることが求められる。

また、NHKのネット業務の在り方を考えるにあたっては、放送業界のみならず新聞・通信社のネット配信やネット企業を含めた民間メディアの事業に与える影響に十分留意すべきである。豊富なコンテンツと、受信料に支えられた安定した経営基盤を持つNHKがネット業務を肥大化させれば、自らの努力でデジタル展開を模索する民間メディア、特に地方メディアに大きな影響を及ぼすことは避けられない。NHKが順守すべき放送法の趣旨である言論の多元性・多様性・地域性の確保は、NHKのみで達成できるものではなく、多数の地

域情報の担い手との共存の上に成り立つものである。市場での公正競争の確保はもちろんのこと、多様な言論を通じた民主主義の維持・発展の観点からも、抑制的な運用に努めることが求められる。

以下、個別の問題点を指摘する。

**【第5条（理解増進情報の提供に係る基本原則）、第9条（インターネット活用業務審査・評価委員会）関連】**

インターネット活用業務を抑制的かつ受信料制度の趣旨に沿って運用する観点から、「理解増進情報」の在り方を再定義すべきだ。常時同時配信・見逃し番組配信サービス「NHKプラス」が始まり、放送番組をそのまま配信することが可能になった以上、これを補足する情報は基本的に必要ないと考えることが妥当だ。当委員会はこれまでも再三、「ネット専用コンテンツを作ることや、それらを使って放送番組の宣伝を配信することは『理解増進』とは言えず、受信料の使途として不適切だ」と指摘してきた。この機会に「放送の補完」として真に必要な業務とは何かをゼロベースで検証し、受信料の使途として適正か、市場の公正な競争が担保されているか等の観点から、その必要性を検証すべきだ。これはNHKの肥大化を抑制し、ひいては視聴者・国民への還元にもつながる。

以上の意見は先般、NHKからの求めを受け、競合事業者等の意見として提出した。募集結果によると、他の事業者からも理解増進情報の範囲を明確化するとともに拡大解釈されないよう求める意見が多数寄せられていたにもかかわらず、NHKが審査・評価委員会に報告した検証結果からは、それらの意見を真摯に検討した様子は伺えなかった。今回のような対応では、総務省が実施基準の認可条件として挙げたため、意見聴取の機会を設けたにすぎないとの疑念を抱かざるを得ない。第三者性を高めた組織による事後検証フローの構築など、競合事業者等の意見を真摯に受け止め、寄せられた意見をもとに適正な運用を検討するための体制整備が求められる。

**【第14条（2号受信料財源業務の実施方法）関連】**

地方向け放送番組の見逃し配信に関し、放送開始直後に配信開始できない場合があり得ることを理由に、配信期間を通常7日以内ではなく、14日以内とするとしている。地方向け番組の配信強化の必要性は理解する一方、前述のとおり、多様な言論を確保する視点から抑制的に運用することも求められる。放送開始直後の配信が難しい場合があり得ることも鑑み、配信開始から7日以内とすべきである。

**【第17条（同業務実施に要する費用）関連】**

前述のとおり、ネット業務の費用上限を何らかの形で明記することを求める。

**【その他】**

別添算定根拠によると、NHKは常時同時配信等業務にかかる費用を、2021年度58億円、22年度66億円、23年度66億円と試算している。サービス開始に向けてイニシャルコストが発生することに鑑みれば、利用者増に伴うランニングコスト増を踏まえても、関連費用は圧縮されてしかるべきではないか。より詳細な試算を公表し、視聴者・国民の理解を得ることが欠かせないと思う。

以上